

第四十六回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十一号

昭和三十九年三月二十四日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

- 委員長 徳安 實藏君
- 理事伊能繁次郎君 理事辻 寛一君
- 理事内藤 隆君 理事永山 忠則君
- 理事八田 貞義君 理事石橋 政嗣君
- 理事山口 誠治君 理事山内 広君
- 理事岩動 道行君 理事佐々木義武君
- 島村 一郎君 高瀬 傳君
- 塚田 徹君 網島 正興君
- 藤尾 正行君 保科善四郎君
- 前田 正男君 松澤 雄藏君
- 渡辺 榮一君 西ヶ久保重光君
- 大出 俊君 中村 高一君
- 村山 喜一君 山田 長司君
- 受田 新吉君 山下 榮二君

出席國務大臣

- 郵政大臣 古池 信三君

出席政府委員

- 郵政事務官 武田 功君
- (大臣官房長) 佐方 信博君
- 郵政事務官 長田 裕二君
- (郵務局長) 長田 裕二君
- (総務局長) 長田 裕二君

委員外の出席者

- 郵政事務官 小川 房次君
- (大臣官房建築部官財課長) 小川 房次君
- 郵政事務官 泉 秀則君
- (簡易保険局長) 泉 秀則君
- 郵政事務官 藤木 栄君
- (電波管理局無線通信部長) 藤木 栄君
- 自治事務官 立田 清土君
- (財務局地方債課長) 立田 清土君

専門員 加藤 重喜君

本日の会議に付した案件

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○徳安委員長 これより会議を開きます。

郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。

○村山(喜)委員 大臣にお尋ねいたしますが、今回地方債計画で、一般会計債が千二百八十八億円、準公営企業債が九百三十億円、公営企業債が千五百八十四億円、特別地方債二百五十二億円、合わせて三千九百八十四億のうち、さき三十八年の八月八日に郵政事務次官の通達として出されたこの緊急暫定整備五カ年計画、この中の五億円は、一般地方債の中に計上されているというふうにお伺いするわけですが、これを消化していくのにあたって、自治省に私いろいろ尋ねてみたわけですが、これも、単独事業債として昨年と同額計上されて、昨年は三億円、今年は五億円というふうになっていくわけでも、その消化の見込みについては、各府県からの自主的な単独事業の申請の状況によっては、それだけ消化できるかどうかはつきりわかりませんという答弁である。それで、これは公式の席でお尋ねをしているわけでは

ございませぬので、郵政大臣は、その単独事業債の中の五億円を入れ込んであるから、これは完全消化ができるのだという考え方にお立ちになっているのか。とするならば、三十八年度の実績は、どういふことになっているのか。この見通しについて、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○古池國務大臣 こまかい数字につきましては政府委員のほうから御説明申し上げますが、三十八年度は初年度でございまして、三億九千九百八十四億というところにいたしております。三十九年度以降は、毎年五億円ということにいたしております。

それから三十八年度は、いま御指摘になりましたように、八月八日によく次官の通達をもって地方に出したようなわけでありまして、年度の途中でもありますからどうかと考えておりましたが、大体いままでの私が承知しておりますところでは、三億九千九百八十四億に非常に接近した数字の申請並びに契約ができたように存じております。詳しいことは、事務当局のほうから御説明申し上げます。

○泉説明員 三十八年度の特定郵便局整備計画によります起債の状況は、局数では百七十九局、金額にしまして二億六千七百七十万円になっております。

○村山(喜)委員 三十八年度の状況についてはわかりましたが、いま自治省の地方債課長が入りましたのでお尋ねいたしますが、この単独事業費の中に五億円も持ち込むところが、御承知のように単独事業は非常に要望が多いわけ

です。この金額が地方債計画の中でふえておりましたならば、さほど一般の地方の需要に対する圧迫にならないだろうと思う。ところが、予定は昨年と同じなんです。そういたしますと、昨年は三億九千九百八十四億、整備をやるうとした。ことしはそれが五億円にふえるというところは、それだけ地方自治団体がやりたいと考えている。一般単独事業が、ワケが二億九千九百八十四億に決まるといふ結果になる。しかも、単独事業のこの事業債に待たなければならぬものが、各府県、市町村に非常に多い。それで起債を許してもらいたという要望は非常に強いわけですが、そういうようなのを考えてまいりました際に、はたして郵政省が考えているようなふうにくいかどうかということについては、全体の計画の上からこれを強化する方針を出さなければならぬのであって、運営上非常にむずかしいのではないかと、私、私非公式に聞いたことがあるわけですが、その見通しはどうかというふうになるのか。そしてそれが狂うならば、一般の単独事業のワケをさらに拡大してやっ

ていくという御方針があるのか。そういうようなことをどのようにならして持っておられるのかをこの際承っておきたい。

○立田説明員 ただいまの御質問の点、確かにごもっともだと考えられますが、しかし、三十九年度につきましては、ただいま御指摘のとおり、一般単独事業債は全部で九十五億円とい

うふうになっております。これは前年度対比の都合上、それに当たるものは九十五億円ということになるわけですが、正確に申し上げますと、三十八年度の一般単独事業債は八十五億円でございまして、そのほかにオリンピック施設整備事業という別の項目がございまして、十億円でございまして、合計で九十五億円ということになっております。したがって、三十九年度におきましては、オリンピック施設の整備もほぼ終わりつつありますので、そのうちから、そういう項目をなくして、一般単独事業で九十五億円ということでありまして、それに相応する科目としまして三十八年度に對比しますと、いまの一般単独の三十八年度の八十五億円とオリンピック施設整備の十億円、合わせて九十五億円がほぼそれに当たる、こういうふうになるかと思っております。そういう意味で、御質問のように両者合算して対比しました場合は、前年度と同額ということになります。内容的には、いま申し上げますとおり、前年度の九十五億円の中にはオリンピック施設整備の關係が十億円入っている、こういうふうになるわけでございます。

次に、一般単独事業債の点でございますが、地方団体からは毎年度相当額の申請がございまして、また三十九年度は、新年度に入りましてからでないと正式な申請が出てまいりませんが、やはり相当額の需要があらうかと思っております。そこで私たちのほうとしましては、この三十九年度の一般単独事業債で各種

の点、確かにごもっともだと考えられますが、しかし、三十九年度につきましては、ただいま御指摘のとおり、一般単独事業債は全部で九十五億円とい

の単独関係の地方債を対象にいたすわけでありすが、先ほど来お話のございますとおり、この局舎整備の關係でその事業がさらに三十八年度と同様な方式で考えられていくということになりますれば、資金的には五億圓というものは可能ではないか、そういうふうにご考慮しております。もちろんたゞいま御指摘のとおり、地方団体の一般単獨事業債に対する要望は、いろいろな事業につきましてございますので、新年度に入りまさんと、具体的にどういう事業の要望がありますかまだわからないわけでございますが、そういう意味で、計画上はこの關係で五億圓というものは一応可能であるというふうにご考慮しております。なお、具体的には新年度に入りまして、一般単獨事業の各種の事業に対する地方団体のほうからの御要望、あるいはこの局舎につきましの御要望がどのくらい出てくるかというごことは、まだ先になりまさんとその見通しがはつきりわからない、こういう状況にあるかと思つております。

は非常に大きなものが出てくる。そこであなた方は地方債計画の指針の中で、そういうような一般庁舎についての改築等は、都道府県の一般の自主財源の中からまかなうようにすべきであつて、そういうような起債にたよることはよろしくないというふうな指導をしておられるとするならば、片一方においては地方公共団体が自分の建物をつくるのに、それは一般経費のほうからまかなつて、それで郵政省の五億圓は特別ワケとして設定をするということになりまさんと、地方債計画自体が非常に矛盾をし、おかしなかつたことになってくると思つてますが、そういうような矛盾を自治省のあなた方はお感じにならないのですか。

○立田説明員 あるいは私の御説明がちょっと不十分だったかと思つてますが、一般単獨事業債におきましては、内容的にいま申しましたとおり、何事業に幾らというふうには特定をいたしておりませんので、ただいま申しましたとおり、この關係でこの五億圓なら五億圓というものが資金的には可能でないかというふうにご考慮するということでございます。最初からこの分だけ私のほうで何事業に幾らというふうな特定をいたしておらない、こういう状況でございます。

なお先ほど御指摘のとおり、たとえば県庁をはじめ各種の庁舎關係、そのほかのいろいろな公共施設關係の一般単獨事業債に対する需要はやはり相当でございますので、その点は、私たちのほうとしても、いま御指摘の点も十分考えまして事務を行なつていくというふうなことは、従来考えておるわけでございます。したがつて、先ほど

ちよつと私が申し上げました説明で十分だったと思つておられるのは、最初から特定して幾らというふうにはまだ内容的にはいたしておらないわけでございますが、ただ先ほど申しましたとおり、金額的には可能ではないか、そういうふうにご考慮する、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○村山(喜)委員 そういたしますと、その特定郵便局舎をつくる五億圓というものは別ワケとしておいて、そして残りの九十億圓というのを地方公共団体の単獨事業債に充てるというふうな形はおとりにならないで、全体の中でどれだけ消化ができるか、金額的には可能だ、全体の計画をながめた上でやつていくのだという基本方針だから、そうなりますと、五億圓ならならいで、それが四億圓になることもあり得るわけですね。そういうふうなふうにご理解してよろしいわけですか。

○立田説明員 私どもの立場から申しますと、いま申しましたとおり、実際のこの事業が幾ら起債対象として出てくるかというふうな問題もございまして、計画としてはおそろしく五億圓ということではいろいろ行なわれていくと思つてますが、それが結果といたしまして五億圓になるかどうかという問題は、これからでないかと私どもとしてはわからぬ、現在の段階ではそういう状況かと思つております。

○村山(喜)委員 やはりそういうふうのは、全体的なながめから見た場合に、どれだけ回り得るかという立場をおとりにならないと、特定局舎の分はこれだけ、五億圓は別ワケだ、残り地方の単獨事業債についてはまかなうのだと初めからワケをきめておやりになり

ますと、ますますこれはおかしなかつたことになる。だから、その消化能力その他ももちろん考えなければなりませんし、緊急性の問題やその他一般の需要、特に単獨事業債は公共性の問題等も問題になるでしょうが、そういうふうなものをお考えにならないと、まず自治省の地方行政に対する指導原理というものはゆがめられてくると思つておられるので、そういう点から御検討を願つておきたいと思つております。

そこで、私はこの前若干触れましたが、この簡易生命保険及び郵便年金の特別会計の問題で、ちよつとこういうふうなやり方をやつておいたら非常に問題が出てくるのではないかとこの点を考えましたので、その点だけ少し時間をいただきたいと思いますので、あります。

承りますと、三十九年度におきましては、簡易生命保険の集中満期が四百四十万件、保険金の分担金が一千六百億圓の支払いをしなければならぬというふうな聞いておられるわけでありすが、事実でありますか。

○泉説明員 集中満期におきまして、三十九年度満期になりまします契約は、いま申されました数字は、件数におきまして四百六十六万件、それから支払います保険金と分担金を含めて千六百億圓ほどになっておられます。

○村山(喜)委員 そうしますと、いま積み立て金は約一兆圓になりますね。これはもうありますか。

○泉説明員 現在積み立て金は一兆四百億程度になっておられます。

○村山(喜)委員 それの運用状況を見てもみますと、地方公共団体の向けが四

二・六％政府及び政府関係機関向けが二九・五％、有価証券が一八％、契約者貸し付けが八・二％、資金運用部預託金が一・七％というふうになっておられるようでありすが、この運用利回りは六分三厘八毛ですが、こういうふうにご聞いておられるのですが、この資金コストはいまどういふふうになっておられますか。郵政統計年鑑を見ますと、事業比率は二二・三％というのが出ておられますが、そのいづれに資本金コスト、これはどういふふうになっておられますか。この点をお尋ねいたしますのは、実はこの運営の改善のためにいろいろ努力されているようでありまして、とも、どうも三十七年度の決算、三十八年度の見込み額、三十九年度の予定額等を調べてみますと、どうも経営の内容容面において非常に無理な点が出てくるということをお尋ねするので、お尋ねしていただければ幸いです。

○泉説明員 たいだいま保険の資金コストという御質問があつたのでございませうけれども、保険事業は、一般の預貯金事業と違ひまして、預貯金事業であります。元金と利息を支払ひます。その場合に、預入された金を運用いたしました、利益で元金とその約定利息を支払ひます義務を果たします。その資金を集めまして使ひます事業費と支払い利息というものを含めたものを資金コストというふうにご言つておられるようでありましますけれども、保険の場合におきましては、その金の仕組みが、保険料の中に純保険料、付加保険料という形になっておられて、この付加保険料で事業を運営していくという形になっておるのであります。

先ほど御指摘がありましたように、簡易保険の事業費は、三十八年度におきましては二二・三％、その場合に平均付加率は二一％でございまして、若干の付加損にはなっておりますけれども、現在の全般の最近の傾向を見ますと、大体事業比率が二一％から二二％くらい、付加率も二一％少しくらいのとこが、ここ数年の統計になっておりますので、事業の経営内容そのものにつきましては、まず順調などいいますか、一応そう悪くない経営の内容、そういうふうにご考えている次第であります。

○村川(喜)委員 なるほど三十七年度の剰余金を見てみますと、これは死差益、利差益を主体にいたしまして、百十億円の利益金があったという報告をしております。ところが、三十八年度の見込み額は六十八億円でしよう。ところが三十九年度は百三十二億円を見込んでおいでになる。これの百三十二億円の利益金を見込むという方式は、保険料収入を三十八年度は千七百八十一億、それに対して三十九年度は二千二十五億円を見込んでおられる。だから、結局保険料収入の増大がなければ、とてもこういうような利益率、利益額は出てこないというふうな受け取るわけですが、何と云っても付加益対策を進めるとともに、その保険料の収入増をはかっていくという政策をおとりになるうという考え方なんでしょう。その点はどうなんでしょうか。

○泉説明員 保険事業におきましては、収入が増加しますことによりまして事業比率が低下もできるのでございすけれども、さらにとりまします保険の

中身によりまして、長期の契約をとりますと、付加率が高いために事業費に回せる部分も多くなるという問題もございすので、両々相まちまして保険料収入の増加を考えております。三十九年度におきましては、予算の保険料月額の目標におきまして三十二億円というふうな増加をしまして、そうすることによって先ほどの集中満期によります支払いの金を吸収し、さらに事業経営の規模を大きくしようと考えております。

○村山(喜)委員 そこで私が疑問に感ずるのは、一千六百億円も支払いをしなればならない集中満期が、四百六十六万件もある。それでこの契約の数を調べてみますと、契約高は伸びてはおりますけれども、しかし、契約件数というものは減少の一途をたどっている。ありませんか。そういうところから見ると、非常に問題があるというように考えるのですが、その点はどうなんでしょうか。

○泉説明員 現在、先ほど申しましたように、集中満期で三十七年から四十年度にかけて、戦後募集しました小額の契約が満期になりますために、件数としては落ちていきますけれども、最近の新契約の募集状況は、大体三百万件から三百二、三十万件新しくとっておりまして、最近が高額契約でございすので、件数は、小額のほうは落ちていきますけれども、高額のほうは入ってきますために、若干横ばいあるいは一部減少するような点もございすけれども、事業全般の内容としましては、逐次いま向上していると考えておるのでございす。

○村山(喜)委員 集中満期の分はそうでありましよう。しかしながら、国民所得に対する簡保の契約高というものをあなた方の統計書によって調べてみると、昭和三十三年がピークなんです。そしてあとは後退の一途をたどっている。民営の保険はどういうような状況になっているかというのを調べてみると、これは急激な上昇をたどっておる。こういうところに私は非常に問題があると思うのです。その点は、將來も運営は非常に豊かで望みがあるようなことをおっしゃるのでありますが、実際このような特定局舎の建築に簡易保険の資金が今年五億円も使われる、そして特定局長の貸し付け金の金利は六分五厘だ、こういうようなことになりますね。そうなりますと、一般の国民が受け取る印象としては、局舎の支払いの家賃のほうが大きくて、いわゆる元利償還を均等償還でしていった場合には、それよりも少ないのを払っていつて、あとにはりっぱな局舎が局長個人のものになるんじゃないか、おれたちの簡易生命保険の資金をそういうようなに使わないで、もっと利回りの大きいところに使ってもらったほうが、自分たち契約者としてはいいんだというような考え方が出てこないとは限らないと思うのですが、その点はどうなんでしょうか。

○泉説明員 簡易保険の積み立て金を今度特定局改善に出します場合には、地方起債の形で出しまして、その起債は六分五厘でございす。一般のそういう金利をやっておりますので、妥当な金利と思っております。

○村山(喜)委員 それを妥当かどうかということについては、他の普通の起債と対照されて、同じようなものだから妥当だとおっしゃるわけですが、しかしながら、いま問題になるのは、この簡易保険の積み立て金の運用の問題にしましても、あるいは年金の運用の問題にしても、あなた方が絶えず主張をされておいでになったのは、大蔵省の預託金のような低い金利では引き合えない、もっと自分たち郵政省の自主的な運営というものによってその運用利回りを高めて、財政の健全性を確保すべきであるということで、大蔵省とはいってもやり合っておいでになつたんでしよう。そういうような点から言えれば、もっとその運用利回りがよくなるような、たとえば電力債のようなものを買つか、そういう方向に努力をしていかれるのが当然じゃありませんか、どうなんでしょうか。

○泉説明員 運用利回りにつきましては、ただいま御指摘のありましたように、その向上方をいろいろ努力しているのでもありますが、その場合、今度特定郵便局舎の整備という関係の起債に金を回します点は、やはり現在老朽狭隘の特定郵便局を整備するという緊急性、並びにその整備された特定郵便局舎が、普通のいわゆる地方の通信とかあるいは貯蓄機関としまして十分機能を發揮するのにはさらによくなるという観点から、こちらのほうにも起債をもつて融資をするようにいたしたいと思っております。

○村山(喜)委員 そういうような原則的な考え方は、安いと云ったら語弊がおりますが六分五厘の金利で考えていくというその考え方の間には、矛盾があるわけですね。できるだけ資金コスト、運用利回りがいいような形で努

力していくべきだということを言っておられる。それを資金運用部資金のほうに回した場合に、これは利回りを調べてみると、六分四厘二毛なんです。資金コストと資金運用部資金の利回りとは、いまだほとんどとんとんです。それとほんのわずかしが違わない金で回さなければならぬ。ところがそれは、もっとその資金運用利回りを高めて企業の健全性をはかって、お互いに長生きをするようになったんですから、掛け金率を引き下げる、こういうような方向にしたほうが、簡易保険の契約者の人たちは、国民は喜ぶわけです。そういう点から考えてまいりますと、郵便局舎をつくるという点においては、政策的なものとして、これは適当ではありましよう。しかしながら、国民に、契約者に奉仕するという立場からいって場合には、どうもそれはおかしなかつこうになるかと思うのです。たまたまそういうような古ぼけた局舎を持つていられる地域については、これはなるほどサービス改善になってよろしいということになりましようけれども、契約者全体にとりましては、そのことがはたして望んでることかどうか。あなた方は、契約者の意向というものをどういうふうにして把握され、この六分五厘という金利で特定局舎の改革に使うことに対しては賛成だとかなんとかいような意向調査、世論調査といものはおやりになったことがあるのですか。その点はどうなんでしょうか。

○泉説明員 今度のこの特定郵便局舎の整備に出すことにつきましては、いわゆる運用の全般の計画につきまして、世論調査というふうなことはやったことではないのでございす。

ただ、私たちのほうには、たまたま加入者の会というふうな、契約者の代表といいますが、部分的にそういうような組織をつくっている面もあるのございまして、そういう関係におきましては、運用の金は、地方還元という問題と同時に、運用利回り向上という問題と同時に出しております。個々のどのような意見は出ておりましたか、という事案に出すかというふうなことは、世論調査しております。なお、今度の特定郵便局舎に貸しますのは、地方公共団体の起債に回すのございまして、簡易保険の運用につきましても、二十七年の運用再開のとき以来、地方還元につきまして、地方公共団体に資金を回すという点を相当重視いたしまして、大体毎年その年度の財投計画に出す資金の約四割程度は、地方公共団体に六分五厘で回すというふうなことをやっております。簡易保険は、利回り向上もさることながら、やはり国民の大多数に入ってもらっております。簡易保険でございますので、地方公共団体に起債という形で還元しまして、地方全般の福祉の向上に回すのも一つの方法ではないかというふうに考えております。

○村山(喜)委員 私も保険の契約者です。契約者から言いますと、地方公共団体にあなた方がそういうふうな運用状況の上から向けられるというところはあります。還元融資的な性格を持つというふうには、契約者としては考えない。それよりも、むしろ契約者に対する貸し付けを増加してもらうことが、契約者の優遇措置になる。契約者に対する資金量をふやしてもらう。地方公共団体に貸し付けると

いうことは、これは間接的な効果である。こういうふうには私たちは受け取るわけです。そこで、それは見解の相違になりまして、問題をさらに追及いたしまして、この「簡易生命保険及郵便年金特別会計保険勘定貸借対照表」、予算書の六四八ページを見ても、資金運用部預託金が、三十七年度決算で一千四百五十四億円、三十八年度は見込みとして一千一億円、三十九年度の予定は四百三十三億円、こういうふうな減少をしております。これは歳出予算を上回る歳入予算が余裕金となって資金運用部に預託されることになったわけですが、そういうような点から考えて、この簡易保険の運用の適正化を志してこういうふうなことも、私どもは受け取っているのだから、その点はどうかで

か。○泉説明員 たいま御指摘になりました資料を持っておりませんので、ご説明できません。お聞きしました内容は、集中満期は、先ほど申しましたように、三十八年にも始まっております。そういう関係で、支払います保険金が多いために、そういう余裕金が減少するということになっております。四一年ころからは集中満期という時期は過ぎまして、収入保険が逐次ふえますから、余裕金の発生も一億を越すような状況で逐次ふえていくというのでございまして、特に操作したからというふうな余裕金が減るとい

うわけのものではございません。○村山(喜)委員 私は、やはり資金運用部に預託をする余裕金だけでは減らしていくのだという方針を郵政省のほうとしてはとられておるだろう、そういうように、簡保の運用を適正化する意思のもとに打ち出されたものであると思っております。それで、資金調達

の分を調べてみても、回収金が増加したにもかかわらず、新規の積み立て金が減っております。八八八億一億、三十八年度より三百四十億も減になって、全体の資金運用計画は千六百二十億というようになってお

りまして、千五百億円で、契約者貸付が百二十億、こういうふうになってお

ります。そういうふうな点から見ても、説明がございましたように、千六百億の集中満期がある。そういうところから出された操作に違いない。これは事実である。とするならば、今後は、やはり保険の契約量をふやしていかないと、ノーミルな経営はできない。それで、できるだけ運用利回りがよくなるようなところで運用していかねばいけません。これが基本的にあなたの方として打ち出されてこなければならぬ線だと思っております。その点はどうか。

○泉説明員 たいまのお説のとおりには、保険としましては、契約高をふやしていく。同時に、契約者のために運用利回りをよくして配当を増加していき。現在両面をやっております。先ほど申しましたように、三十八年度予算目標は二十四億でございます。集中満期とかその他も勘案しまして三十二億というように増加して、新契約の保険料収入を確保して、運用利回りの向上につ

きまして、先般の国会で電力債のほうに運用範囲を拡大した。そういう面と両方相

ましまして、保険事業が健全に、かつ拡大していくような方向でやっております。○村山(喜)委員 簡易生命保険は、民間の保険会社がやっている業務、あるいは農協あたりがやっている生命共済、これと競合するわけですね。しかも、向こうのほうは、その資金の運用利回りというのを調べてみると、八分をこす運用利回りである。これと対抗して国民の簡易生命保険に対する認識を深めながらやらないか

らなければならぬと思うわけですね。その点から言いました場合に、全連の組織をあげて反対をし、そうして、国民がどうもおかしいという疑惑の限をもつて見てお

ける。国民がどうもおかしいという疑惑の限をもつて見てお

ける。国民がどうもおかしいという疑惑の限をもつて見てお

ける。国民がどうもおかしいという疑惑の限をもつて見てお

ける。国民がどうもおかしいという疑惑の限をもつて見てお

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

ます。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。○古池國務大臣 先ほど来、簡易保険の事業につきまして、非常に広範な観点から御意見、御質問をいただいたわけでございます。その個々の事柄につきまして、非常に多いのでござい

い、かように考えております。すべての財政が許し、また事業の経営が許し、事業の現実が即して考えます。一つ一つの考え方であらうと思ひます。これを直ちに国有にするというとは、ほとんど不可能に近い困難性を持つております。しかしながら、私どもとしては、漸次事業の経営の見地も考慮に入れながら、この局舎を国有に移し、特に重要な大きな都市方面にありする郵便局、これらは当然取り扱ふべき多数の多いのでありますから、かような局舎は普通局に格を上げ、その局舎は漸次国有に持つていく、この方針で今日までおりますけれども、しかし、とうていそれだけではいけないので、一万数千の特定局の中で特に不良局舎と見られるものが約三分の一でございますから、これを急速に整備改善して、国民の、利用者各位の利便を増し、またその局で働いておられる従業員諸君の生活あるいは職場の環境をよくしていくという意味合いから、どうしても緊急な措置を講じねばならない、かような見地から、ここに緊急暫定措置として転賃借の措置を講ずることになったのでございます。五カ年二十三億の予算をもつてこの局舎を整備改善いたしましたも、ようやく千局程度しか改善はできないかと思ひますが、それにしても、かような方法もとりながら全般の局舎の改善を促進していきたい、こういう考えでありますので、この点は、どうかよく御理解をいただきたい、こう考えます。われわれとしましては、ただいま申し上げました目的以外に何ら他意はないのでございまして、一日も早く局をよくしていこう、こういう考えのみでございます。

また、一般の国民が疑惑を持つてはなにかというお話もございましたが、これはよくお話をすれば、十分納得していただけるものと考えます。ただ、私ども、今日までそういう点におけるいわゆるPRと申しましようか、説明があるいは足りない点もあつたかと思ひますが、そういう点は、今後でもできるだけ機会をつくりまして、十分に周知をして納得していただくようにしたい、こう考えております。

先ほど事務当局がちょっと申し上げましたが、加入者の会というのが全国的にございまして、これは契約者一応代表したような形になって、各地における簡易保険に対して特に関心を持たれておる契約者の中から選ばれて出ておられますが、こういう方々の意向には、やはりこの転賃借の問題のみならず、資金の運用についてもお話をし、特に御反対はなかつたように聞いております。

さらに、これはもう御承知のことです。すから、申し上げる必要もないかと思ひますが、この簡易保険積み立て金の資金運用につきましては、運用に関する審議会がございまして、この審議会に基本的な問題は付議いたしました。その御賛成を得て運用をやっております。たとえば融資の金利の問題にしましても、あるいは融資先の問題にしましても、基本的なことはこの審議会におかけしてやっております。そうしてあくまで公正にしてかつ有利な方法を、事業のために、また契約者全般のためにも考えながら運営しておるといふ点も、つけ加えて申し上げたいと存じます。

○村山善委員 簡易保険、生命保険というものは、生命保険の普及と社会保障の補充のために設けられてきたわけでありまして、これも運営の内容を檢討してまいりますと、民間なりあるいは農協の生命保険との競合の問題もありません。さらに有利な運用という問題と社会資本の投資額を拡大せよという要請との間の矛盾点、さらに加入者へのサービス改善という問題と低利平均利回りの引き下げの問題等、いろいろな矛盾点があると思つておるわけでありまして。その中で、郵政当局がこれまで努力をしておいでになり、進めておいでになつた簡易保険の運用対象の拡大の問題であるとか、あるいは余剰金と積み立て金の区分を廃止して、そうして余剰金は特利を付しても六分程度の資金運用利回りにしかならない、こういうようなところから、もっと合理的な運用をやっていかなければ民間との競合に耐え得ない、こういう事態が出てくる。そういうような内容を持つていくときに、集中満期がこの三十九年、一千六百億円も出る、こういうような状況の中で、いかにしてこれをふやし、みんなの納得を得てまいります場合には、やはり郵政職員希望の意見、さらにまた国民が——大臣はそういうような説明をされますけれども、なかなかこの疑惑は解けないと思つた。そういうような点を考えました場合、やはりこれは急におやめになるというわけにも参らないだらうと思ひますが、いろいろな角度からこの問題は検討していただいて、緊急暫定措置なんでもございまして、そういうような点、将来の問題としては善処していただくように要望を申し上げます。終わりたいと思ひます。

○徳安委員長 大出俊君。○大出委員 最初に電波関係につきまして大臣に御質問申し上げ、あと転賃借問題について、少し突つ込んでお伺いしたいと思つたので、最初に電波の関係ですが、もし御答弁の中で明確な欠く、あるいは答弁をしがたいという問題が出てきた場合には、問題が問題ですから、さうございまして、さういって引き下がるわけにも参りませんので、その点はひとつそのときに、いづういふふうにお答えされるかという点についてお聞かせ願ひたいと思つたのでございまして。

まず、電波の関係ですが、電波研究所の二十二名の定員増が出ておられるわけですが、電波行政全般をながめておられて、大臣の立場から業務量の増大というものと定員というものを比較されて、定員的に今日満足であるかどうか、この観点について大臣のお考えをひとつ冒頭に承つておきたいと思ひます。

○古池國務大臣 御承知のように、電波関係の事は、最近逐年増加を遂げてまいっております。したがって、私どもとしましては、十分この事務量を処理していくに足るだけの人は必要である、こういう観点から、大蔵省とも常に折衝をいたしておる次第でございます。明年度は、ただいま御審議を願つております設置法の改正案にございまして、一般会計所属において二十二名の定員増を願ひしておる次第でございます。

しからば、この二十二名で完全に満足しておられるのか、こういう御質問だと存じますが、これは私の省ばかりでなく、役所全般として、完全に、もうこれなら十分だといふだけの人を使つておられるところは、おそらくないであらう。やはり国の財政の面のことも考えなければなりませんし、一〇〇%必要の人が予算においても得られることとは、これはほとんど至難のことであると考えます。私どもは、予算において認められた定員の範囲内において、極力仕事の合理化をはかりまして、そうして国民各位の御要望、御期待に沿うように努力していく、これがわれわれ公務員の職務であらう、こう考えておるような次第でございます。

○大出委員 昭和二十五年ごろを基準に、以後十三年間電波行政というのは急激にその範囲が拡大をされ、業務量がふえてきておられるわけですが、大臣はその間の定員と業務量の比較について、御検討なさつたことがございませうか。

○古池國務大臣 事務量の増加ということとはちよつと数字では表現しにくいことと存じますが、ここで定員の関係をかちよつと申し上げますと、大体二十六年ごろから一応数字を御説明申し上げますと思ひますが、二十六年度におきましては、これは本省、研究所、また研修所、地方、これらを含めまして、全体で三千二百十名でございます。その後のいろいろ変動がございまして、今日におきましては、三千六十二名といふのが三十八年度の実情になつております。

なお、これらの詳しい点につきましては、恐縮ですが、事務当局の

ほうからお答えさせていただきます。存じます。

○大出委員 いま言われた昭和二十六年は確かに三千二百名なのですが、この十三年間の定員の推移をながめてみますと、三十八年が、私の手元の資料では三千九十八名になっております。基準年次の二十五年を一〇〇とすると、三十八年では七七〇、つまり二割三分定員が減っている勘定になるのであります。私のところには全部数字がございませぬけれども……

そこで、いま大臣は業務のほうをおっしゃいませんでしたが、業務関係のほうで参りますと、無線局数が二十五年の四千八百五十八に対して、三十八年はなんと十七万四千七百二十になつてゐるわけですね。したがって、仕事の面から参りますと、まさに、べく大もなないふえ方をしているわけでありませぬ、いま申しますように、定員の面では極端に減つてきてゐる。さらに無線局の検査旅費なんかをながめてみますと、三十八年で参りますと、これはわずかに三〇％しかふえていない。さらに周波数の問題を調べてみますと、昭和二十五年には四百六十七、三十七年が三千二百七十七ですから、基準年次を一〇〇といたしますと、なんと七〇二、七倍以上になつてしまつてゐる。さらに無線機従事者の申請者数について調べてみますと、二十五年が六千四百九十五、三十七年が六万四千十七というところで、二十五年を一〇〇とすると、なんと九八六、つまり十倍近いふえ方をしているわけでありませぬ。その間の合理化云々も私はよく知つておりますけれども、大臣が全く満足だというわけではないのだがと

いう話をされましたが、全く満足というわけではないのだがというところの騒ぎじゃない、業務量と定員との大きなアンバランスができておる。こういう事実があるのであれば、この点をどうお考えになりますか。

○古池國務大臣 事務量と比較いたしまして、定員の増加がこれに伴つていない、まことに御指摘のとおりだと存じます。これにつきましては、今日までもいろいろ関係者が努力をしてまゐつたことは御承知のとおりと思ひますが、今後も極力定員を増加して、少なくともこの事務量の増加に応じて、そのとおりの率ではなくとも、相当増加していかなければならない、こう考えますので、そういう方向に向かつて今後も努力を続けていきたい、こう存じております。

○大出委員 そこで承りたいわけですが、無線局の設備につきまして、私の言いたいことは、定員が非常に少ない、減つてきている、事務量はべらぼうにふえてゐる、ますますふえる、こういう大きなアンバランスがあるから、働く人間の労働強化になるだけではない、規則上いろいろきめられておられますところも、手を抜かざるを得ない、こういう状態が、電波行政全般にたくさん見られるのであります。その点についての見解を承りたいわけなんです、まず、無線局の設備は、年一回電波法の施行規則で検査しなければならぬ規定があるはずでありませぬが、これについて、そのとおり今日行なわれてゐるかどうか、承つておきたいと思ひます。

○藤木説明員 お答え申し上げます。無線局の検査は、現在、電波法に規定されておりますように、年に一回あるいは二年に一回というふうになっておりました、いまの御指摘のような無線局の増加に対しては、極力、一局を一回で検査するというのではなくて、年度初めに計画を立てまして、一回無線局の検査を行った場合には数局を一度に検査するというようなことをやり、さらに検査の合理化、たとえば現在御存じのように、電波の監視という面と、実際の無線局の場所に行きまして検査をやる、両方のためまして監督をいたしておりますけれども、それを合理化いたしまして、できるだけ能率をあげて検査いたしております。

○大出委員 もう一つ聞いておきますが、アマチュア無線局が最近いろいろできておられますけれども、これについての検査は、当初はたしか年一回やつておられたと思うのですが、これについて、最近では三年に一回というふうなことも聞いておりますけれども、この点については今日どういうふうになつておりますか。

○藤木説明員 お答え申し上げます。アマチュア無線局につきましては、最近非常に数が多くなつておりますし、またアマチュア無線が使う周波数帯というのが世界的にきまつておりまして、その中でアマチュアのの人たちが自由に交信することになつておられますので、特にその周波数帯以外にはみだりに、ほかに妨害を与えないという点では困りますが、中でやつておる限りにおきますが、別にこちらで一年毎に検査をするという必要はございませぬので、いま御指摘のようになつて三年に一回というところで検査をいたしております。

○大出委員 周波数の問題ですが、遠洋航海は二十、三十持つておると思うのですけれども、こういうもの、あるいは航空機等について、さつき申しました今日の七倍くらいにふえておる業務量、この観点でいろいろな合理化をされておるのですけれども、この点については、いまのお答えとあわせて、どういふふうになつておりますか、お答えをいただきたいと思ひます。

○藤木説明員 周波数の問題につきましては、船に使うような周波数は世界的に国際会議できまつておまして、貨物船であるとかあるいは漁船であるとか、種類によつて世界的に数がきまつておりますので、その周波数の範囲の中で現在使つておられます。

○大出委員 もう一つついでに承つておきますが、無線従事者の申請に關しまして、試験と免許証の交付などは全部電波関係でおやりになるわけでありませぬが、これなどはぜひふんふんおやりませぬ、人との関係はどうなつておりますか。

○藤木説明員 お答え申し上げます。無線従事者の國家試験につきましては、御指摘のとおり最近非常に数がふえておまして、現在いわゆる一級通信士並びに技術士につきましては本省の段階、それ以外の従事者につきましては地方の監理局でやつておられますが、これも非常に数がふえてまいつておられますけれども、当方といたしまして、できるだけ事務の簡素化、合理化をはかりまして、現在の人員数でやつております。

○大出委員 有線放送などにつきましては、これまた非常にふえておるわけですが、この許可、監督も電波関係でおやりになるわけでありませぬ、これは定員との関係で、本省の通信監理官室等の関係もありませんけれども、配置状態は今日どう変えたのですか。

○藤木説明員 監理官がおりませぬで、実は私の担当ではございませぬ。きょうはちょっと局長が参議院の通信委員会のほうに参つておりますので、たいへん恐縮でございませぬけれども……

○大出委員 不親切な質問をするつもりは毛頭ないのでお聞きするのでありますが、つまり私の申し上げたいのは、ぜひ無線をしようという気がするのであります。いま御答弁いただけぬのですが、地方の電波監理局に一名の定員配置をして、有線放送全体についての許可、監督等を行なつてきた筋合いであるはずなんです。ところが、どこから考へても一名でやれるはずはないわけですね。そうなる、どうしても三名ないし四名、あるいは五名の方が要するという筋書きになつてゐるわけですね。ところが、定員はあくまで一名しかないので、それから、そうなる、どこから差し繰つてやらせなければ、仕事は間に合つていかならぬわけですね。にもかかわらず、定員の現状を調べてみると、私が調べた昔とさつぱり変わつてゐない。こういうばかげたことで、職場の諸君に電話をかけて聞いてみると、たいへんだということですね。そうしますと、私の言いたいのは、あとから申しますけれども、電波研究所の二十二名をふやすというところがぼつと出されておるのですが、これはこれから先の話なんです。現実

に動いてゐる電波行政の面でこれだけ

仕事が多て人は減る—確かに測定、監視などという面では合理化されております。しかし、現実にはいま申し上げたような例がたくさんあって四苦八苦しておるのを見ておられて、それについての定員は一切お触れにならないというばかな話はないと私は思うので、この点についてしかと御答弁をいただきたいと思うわけです。

○古池國務大臣 御意見はまことにごもつともだと思えます。本年の予算におきましては、ただいま御指摘のような点における人員の予算はとれませんでしたが、今後、極力かような現在の仕事の量のふえることに伴う定員増という問題については、十分に大蔵省とも折衝をして、できるだけ定員を確保するように努力をしたいと考えます。

○大出委員 つまりこの問題は、どこかの人たちを流用するという形がとられているのだからと私は思うので、そのところをはっきりお聞きいたしたいということなんです。もしたとえは無線局の監理なら監理の人を流用しておるとするならば、これは筋違いなんですから、そうなる、大臣の立場でお考えになって、それは一体どういうことになるかという点を私は聞いておきたいわけです。

○古池國務大臣 予算において認められた定員は、当然その仕事に充てるべきであって、みだりに他に流用するということとは決して好ましいことではないと存じます。

○大出委員 にもかかわらず流用しておるといふふうに考えるわけですが、そのところを承りたいわけです。

○藤木説明員 お答え申し上げます。有線放送に關しましては、実は現在

在、地方の電波監理局の監理部というところでいたしておるわけでありまして、が、監理部の仕事といたしましては、いわゆる高周波利用設備という仕事がございます。有線放送の關係も、その高周波利用設備と關連いたしましたして、監理いたしておるわけでございます。

○大出委員 八戸に四月一日に出張所がございすね。この定員はどこからはじき出すのですか。

○藤木説明員 現在、東北地方のほうは、御存じのように東北電波監理局というものがございまして、八戸付近の船の定期検査その他の検査には、仙台から出張してやっておるわけでありまして、したがって、八戸に出張所がございまして、当然いまままで出張して時間をかけてやっていたのが、八戸でやるわけでありまして、仙台のほうから当然定員がいくわけでありまして、○大出委員 いまのお話でまいりますと、定員は東北電波監理局から持つてくるわけですね。

○藤木説明員 さようでございます。

○大出委員 何名くらい予想されておりますか。

○藤木説明員 現在のところ、三名程度考えております。

○大出委員 十名程度と聞き及んでおるのですが、間違いないか。

○藤木説明員 いまのところ、三名程度で出發したいと考えております。

○大出委員 臨放調つまり臨時放送関係法制調査会は、松方さんが会長をやっておられますが、この答申はいつごろ出ると予測されておりますか。

○古池國務大臣 大体六月ごろには答申がいただけるのじゃないかと考えております。

○大出委員 いま幾つか例をずつとあげましたが、満足にお答えをいただけないのは残念です。冒頭に申し上げましたように、業務量がこれだけたくさんふえてきておるのに、人のほうの關係からいいますと、現実に二割三分減っているわけでありまして、そうなってまいりますと、どこかに無理がある。いま大臣のおっしゃることを聞いてみましても、まことに無理だということも認めておられるようでありまして、この点については、本年度という現在の現状はわかるわけでありまして、將來に向かつては私にもっとこまかく実情に即したものの言い方もしたいわけでありまして、時間の關係もあるうと思ひまして、簡単に申し上げておるので、定員をふやすということ、つまり業務量とマッチさせるという面

で、必要なほかの仕事を手を抜くということが今日行なわれておるのですから、事電波に關する限りいろいろ危険を伴うわけでありまして、そういう点でひとつ来年度に向かつての決意のほどを明らかにしていただきたいと思ひます。

○古池國務大臣 まことに御意見ごもつともであります。特に一般会計に

定員を獲得したい、こういうふう存じております。

○大出委員 最後に、通信衛星との關係で、電波研究所のことなどについてな

○藤木説明員 お答え申し上げます。現在までは受信実験をアメリカとやつてまいりましたわけでございますが、実は今月の二十日からアメリカと送信実験をいたしております。明日と二十七日の二回にわたります。デモンストラーションの実験もいたすことになっております。今月一ぱい、そのほかの技術的な送信実験もいたすわけでございます。したがって、先ほどの二十二名の定員に關連いたしまして、電波研究所といたしましては、今後さらに強力にアメリカとの実験、宇宙通信の開発といたしたことをやつていく予定でございます。

○大出委員 輸賃の問題については何いをいたしますが、今日特定局長がおつくりになつておられる特定局長があるわけですが、大臣はこの団体についてどのようにお考えになって

ろうか、かように考えております。

○大出委員 一九四九年にGHQ、當時の総司令部から解散のサゼスチョンがありまして解散の歴史があるわけでありまして、その後、特定局長が、郵政省としては官製の局長会にかわるものと考えておるようであり

○古池國務大臣 たいだいま申し上げましたように、特定局長会というものは、いわば私的の親睦的な団体であると考えておりました。これについて詳しいことは私あまり知つておりません。

○大出委員 私的な親睦的な団体とおっしゃられるわけですが、その城を脱して、どうも郵政省に対する大きなウエイトを持ち、また、そこから出てくるいろいろな要求について相当大きく郵政省の皆さんが動かされておられるという現実があるのであります。それでも大臣知らないとおっしゃるのですか。

○古池國務大臣 私、昨年の七月に就任いたしました。その後特定局長会の役員と称する人が私のところにあいさつに来られたのが、二回か三回くらいだったと覚えております。しかもそのあいさつは、五分か十分話をして帰

られたというわけでございます。私は、何らこの特定局長会から影響を受けたとは考えておりません。おそらく事務当局におきましても、いままお話になりましたような力の影響は受けていないものと信じております。

○大出委員 では念のために申し上げます。浦島さんが郵務局長をやっておられて出している文書があるのです。局長会々員たる特定局長が、その組織を通じて、会員の地位の向上を目的とする行動をしたり又局舎備品等の貸与条件に關する各種の要求をすること、即ち局長個人に關する私的活動をすることは前述の通り国家公務員法上問題があり、又役員、公務員等が右に伴つて各種の行動をすることも、労働組合に対する専従者の問題と似て来る面があり、云々ということ、そういうことはよろしくないのだということに今日なっているわけですね。この事實は御存じですか。

○古池國務大臣 ただいま御引用になりました通達ですが、そのこまかいことについては私も覚えておりませんが、しかし、基本的にはやはりそのようなものである、こう存じております。

○古池國務大臣 たいだいま申し上げましたように、私自身に對しましては、直接そういう要望は聞いておりません。ただ局長の立場としては、局舎が不良な場合には、早く改善したいという気持ちの起ころは、もっともだと思えます。それでいまの制度のたてまゝとすれば、当然自分の力によつて資金を集めて局舎の改善をすべきであり、すけれども、現在の経済情勢のもとにおいて、容易に局長の独力において資金を集め得ないというような場合には、やはり簡易保険の積み立て金の借入ができないものか、こういうことで陳情なりそういう希望を申し出るという事は、これはあり得ることではないか。おそらく事務当局に對しましては、さような希望を言ってきたことはあるであらう、こう私は想像してあります。

○大出委員 今回のこの転賃債問題をめぐつて、昨年の十二月八日に通達が出ていたわけですが、あの問題をめぐつて、直接にそのような強力な申し入れが続けられておたというふうな理解をいたしておりますが、その点はどうですか。

○古池國務大臣 八月八日に事務次官名の通達を出して実行に入つたわけですが、当時これをめぐつて強い要望といましようか、運動があつたというふうには、私は知っておりません。また、私自身に對しては、そういう要望なり運動がましいものはございませんでした。ただ、その運動が出るに至るまでの間、相当熱心な希望あるいは要望があつたであらうということ、私は、私も十分察知しております。

○大出委員 そうしますと、つまりその要望をいれた、こういうことになるわけですか。

○古池國務大臣 私は、特定局長に限らず、部内の従業員諸君の要望であつても、もっともだと思ふものならば、できるだけこれをいれて、そうして事業をよりよくしてまいりたい、こう考えておりますから、たいだいまあの通達が出る前に、特定局長から妥当な要望があり、これを事務当局が考慮に入れたらあ、これを措置を進めていたということでありとすれば、これは別に不当なことではない、このように考えております。

○大出委員 他の委員会等ではいろいろ答弁をされておる中に、特定局長の方々がこう言つたからそれをいれてやつたということではなくて、あくまでも郵政省独自でお考へになつて、今日の國情あるいは予算等をお考へになつて独自の判断でやりになつたということを強調されておられるわけですが、私だ、いぶ記録を讀んでみましたが、私も、いまの御答弁で多少変わつて、特定局長の皆さんのいろいろな言うてきたであらうそれらのことを十分考慮をして、さらにそれらの方々が言うてきたことであつても妥當だと思つてきたこと、こういうことになつたわけですか。となると、いままでいろいろな場所であるいろいろな方が賛同を續けてきておりましたが、本日ばかりこれは特定局長の皆さんの多年にわたる要望であつて、その妥當性を認め、郵政省としては実施することにしたい、こういう理解をしてよろしいわけですか。

○古池國務大臣 私、委員会等におきまして今日まで御答弁申し上げてきましたこと、いまお答へいたしましたことは少しも変わつておらぬと思つております。私が申しましたのは、そういう特定局長なりあるいは特定局長会なりの圧力といひますか、そういう力に押されてこちらがその問題を措置したということ、これは絶対にないといふことは、いままでお申してきております。ただ、いまもそういう意図でございます。ただ、こゝとばが不十分であつたとすれば、それは私改めすけれども、局長として自局をよりよくしたいという希望は、十分私にはよく取ることができ、またその方法として、自分の資金でできないから簡易保険の積み立て金を何とか融資してもらえないだろうか、こういう希望があると思つた。しかし、あくまでもかような措置をするか否かということ、これは、われわれ管理者の立場において独自の見解でやることでありますから、なるほどそういう希望が出たから、これは妥當であると思つればやりますし、これは不当であると思つればやらないものであつて、決して局長会の影響を受けてやつたものではないといふことは、はっきりしておきます。

○大出委員 大臣が長らく大臣を続けられておられたわけではありませんが、あるいはそういう御答弁をされるのも無理のない点があると思つて、思つておりますが、結論的に申しまして、大臣が主観的にどうお考へになつても、やはり相手の団体は動いておるわけであり、ますから、私も第三者がなると、明確に圧力によつて行なわれたといふ

ことなるのであります。その証拠に、これはきのうやきょうじゃないので、大臣が御存じないのであれば申し上げておかなければなりません。いまから十年前の二十九年の五月三十日から、特定局長の皆さんの宇治山田における通常總會というのがございました。これは佐伯玄洞さんが局長会の会長をやつておられる時代でありましたが、全員が皇大神宮にのりとをあげられて、會議終了奉告祝詞というのを、お誦みになつておる。これは記録には明確になつておると思つて、この「全特」というのがございまして、この第八号の中にきつめて明確にこの會議の内容を書いてあるのです。そこに、當時は——いまでもそうでありまして、けれども、これはあとでからみましますから申し上げておるのですが、町村合併がしきりに行なわれておりました、そうなりますと、中心局が非常に大きくなる。その周辺の特定局はますます小さくなる。衆参両院が當時論議をされておりました、一町村一集配局という原則を立ててきたわけでありまして、そうなりますと、ますますもつて特定局長の皆さんが小さくなっていく。こういうことで、表通りの中心局が大きくなることは、裏をいく特定局の特色がどんどん薄くなつてしまふことは免れないのだ。だから、自由任用を中心として、小局管理の問題と密接な関連を持つてくるから、さらにそのときに分室化という問題が出ておたわけでありまして、これらを防ぐために特定局長会というものを法人格をとつて強化するのだ、こういうこと、もう一つ問題になりましますのは、特にこの特定局制度

の根幹たる局舎整備法の前に先手を打たなければいかぬというので、先手を打つためには、まず簡易保険の積み立て金の運用、借りるということが最もいい方法なんだ。そこで法人格をとることによって結東をして圧力をかけてこれを推進する、こういうふうになつていっているわけだ。これは当時の明確な記録なんですよ。

それからもう一つ、こういうことになつたときに、ある局長さんから疑問があつたのは、つまり個人に対する貸し付けという形でなくて、将来共有化などということになって、簡保の資金を借りるということになると、その制度が将来禍根を残して、特定局制度の命を取られることになる。だから、そこをどうも明確にしなければいかぬというので、つまり個人に貸し出しをさせるといふことで大きな圧力をかけるためには、特定局長が結束し、法人格をとるといふことでいかなければならぬ。そういうことの特定局長が法人である限りは郵政官僚といえども手が出ない、こういうことで結論を出して、会議終了奉告祝詞になつていっているわけだ。こういう事実があらまして、その後歴年の会議が開かれるたびに、簡保の積み立て金の貸し出しという問題が問題になり、しかもそれが普通の、いまの法律で許される範囲の貸し出しでは、将来禍根となつて特定の根を断たれる。だから、あくまでも個人貸し出しけない、それがわが制度を守る防壁であるということが、再三論ぜられて今日に及んでいるわけだ。当時の郵政管理者の皆さん方は、したがって当時から個人に対する貸しつけ云々と

という問題がありました、それは筋が通らない。どう便法を講じて、便法は便法としても、実際問題として筋が通らないということ、今日まで押えてこられたわけだ。ところが、先ほど大臣みずからおっしゃった通達を流す前に判を押しされていたら何かするわけでありませうけれども、そういうところに持ってきてしまったわけでありませう。その間には、おなくなりになりなされた手島さんの顧問、就任というような問題まであって、政治的代弁者も必要だというふうなことも論ぜられてこまできたということもありません。したがって、私はものけじめをはっきりしなければならぬと思う。つまりそういう歴史的事実の上に立つておるだけに、口頭でどういふふうな答弁をされるにしても、厳然たる事実なんですから、事実であるものは事実として率直にお認め願う、その上ですらばどうするかというふうにもものを進めるのが筋だわらうと思うので申し上げているわけでありませう。圧力云々の覚悟はないと言われるが、圧力をかけることを論議して、法人格問題その他をおきめになつて、顧問も政治家を仰ぐということをおきめになつて、そういう結果を強化されて圧力をかけた結果成功したと言つておられるわけですから、その点についての事実のほどは、私はお認めになつてしかるべきではないかと思つていますが、その点どうですか。足りなければ、資料は幾らでもありますから……。

○古池国務大臣 いま特定局長会の人たちが集まつてある決議をして、しかも伊勢神宮に参拝してのりとをあげた

ということは、実は私寡聞にしていままで知りませんでした。ただいま初めて承つたのでありますが、そういうことは、その団体として、その主義によつて伊勢参宮もおやりになるでしようし、いろいろな決議もなさるでしよう。それを一々私が気にかける必要はないと考えておりました。また、それによつて圧力をかけられるという覚えは、こつちもないわけでありませう。何れも圧力になるという理由がな

○大出委員 誤解のないように申し上げておきますが、世の中いろいろな団体があつて、いろんな方々の利益代表が集まるということもあり得るわけですが、そのことよしあしは別として、やむを得ないことだと思つて、そのことをやかく言おうと思つて、そのではないのだが、問題はそういう団体が、それが郵政行政の面に大きな事実として、その方々の案であるとか、その方々の方針であるとかいふふうなことが、具体的問題として取り入れられ、それによつて郵政行政が行なわれているという現実があるから、そうなると、あなた方が何と言われても、そういうわけにはいかぬということに

なるので申し上げているわけなので、そこで私は、ひとつ具体的に質問いたしますが、浦島郵政局長の通達によつて、当時のいきさつからいって、そのようなことはいけなかつたことになつてい

○古池国務大臣 終戦後物備が漸次上がつてきておることは、御承知のことと伴つて建築費の上がるとも、自明の理でございます。したがって、社

たように、いろいろ物価等の変動その他がございまして上げるわけでございまして、三十二年、正確に申し上げますと三十二年四月一日現在と書いておりますが、これは二十七年以前の借り入れ局舎とそれから二十八年度以降の借り入れ局舎というものを分けておまして、一定の率によつて改定をいたしております。

○大出委員 三十二年に論議をされて、三十二年四月一日から上げられたわけですが、これは二九%値上げになつてい

のほつて局舎料改正をやっておられるわけでありませうけれども、これは、今度はどういう基準でおきめになったのですか。

○小川説明員 これはいろいろ物価の変動であるとか、あるいはその他の家賃——一般的にどの家賃かというのにはむずかしいのでございますけれども、一般的な家賃、地代というふうなものから比べますと、少しアンバラがあるというところで改正したわけでございますが、土地につきましては、それまで三十二年度の固定資産台帳をもとにしてやっていたわけでありまして、これを三十八年度の固定資産台帳をもとにして改正する。それから家賃につきましては——普通家賃といいますが、土地代と家賃とひっくり返しまして家賃といっておりますが、いま私が申し上げますのは、地代を抜いた純家賃、これよつてはじいていたわけですよ。たとえ三十八年に新しく借りるといたしましても、三十年に市であったも、二十八年に町であれば、町の料率を適用していたということであります。これを三十八年の四月一日現在の市町村制によつて是正をするということにいたしましたわけでございます。

○大出委員 三十三年に地ならしをして、パランスを調整しておきましたわけですから、その後五年間、それほど極端な個々の変動はないと思うのであります。今回の局舎料値上げの結果出てきた、改定された局舎料、個々の局について調べてみますと、べらぼうなアンバランスがあるわけですが、そういう事実について御存じですか。

○小川説明員 三十二年度の際に、いま先生おっしゃいましたように、多少地方ごとにアンバランスがあったので、これを直したわけでありましたが、今回の分は、地方のアンバランスは一応解消されている、三十八年四月一日現在の借料が一応妥当である、地方的にアンバラはないという確信のもとに、先ほど申し上げたような率で改正したわけでございます。ただ、固定資産台帳の値上がり非常に多いところのような場合には、あるいはそういうアンバランスがあるのかと思ひます。詳しくは調べてみます。

○大出委員 東京都内の局で、片方隣の局は都電通りに面するりっぱな局でありまして、天井なんかは下がりがあっておるといふ局ですが、そのあまり感心しないほうの局が、値上がり率をばいじりまして八〇％くらい上がつておる。ところが、その隣のいいほうの都電通りのほうは、二割しか上がつていない。前のやつも調べてみたわけですが、そういうばかげた改定比率にならざるのか。いまおっしゃられる固定資産台帳その他は、いろいろ検討してみましたが、どこから考へても、そういうことになる理由がない。こういうことがあるのでありまして、いまそういうふうな言われるけれども、この局舎料配分に関する案というものを、あなた方一休御存じで出したのかどうか。知つておられるかどうか、そのところをまず聞きたいのです。

○小川説明員 先生のおっしゃるのには、配分といつて、一定の額を局長会に渡してそれを配分しろというところであるといつたしますれば、そういうことはいつしておりません。私のほうで、郵政局に全部個々の局舎料に対して固定資産台帳を調べさせまして、それに一定の率をかけたものでございませう。ただ申し上げますと、算出した額の中で、まあ郵政局で多少の操作を認めております。

○大出委員 ただその多少の操作はなくて、たいへんな操作が行なわれておるわけなんです。もう少しそれじゃ申しますけれども、会の相当な位置にある方が公に説明をされている中で、全特の試算といふものがあつて、その試算をやつてみた。ところが、どうも七千万円ばかり金が残つてしまつた。そこで三十三年以前にさかのぼるといふ形で配分をした、こういうふうな具体的に報告をされているわけですよ。この全特試算といふものがあつて、この試算をやつたといふふうな切つておられるわけですよ。そうして、そういうところが金が残つた。どういふふうに残つたかといつて、三十七年度局舎料は実行十億のはずなんです。二割三分といふことになりまして、二億四千万足らずの金になるわけですよ。この中で七千万余りまして、一億七千万配分をして、残る七千万は別途調整に使つた、こういう内容になるのです。そこで私はあまりどうもげげげ言ひ過ぎることも思つて差し控へながらものを言つておるのだから、賢明な皆さん方おわかりになつておると思つて、私はそれらしい答弁をいたしたいのだけれども、どうしてもおっしゃるなら、あなたがどこでどう言つたということをおし上げてほしいけれども、そうすると、その人をお呼びできて

○小川説明員 全特の試算なるものを実は私も存じておりませんし、算出の過程ではいろいろあるわけでございますが、その過程で郵政局が各局をながめて、これで妥当であるといふことをきめて報告をいただいたといふ以外には、配分をまかせたといふ事実は実はないのです。

○大出委員 るる説明をされた中で、いま私が申し上げますように明確な数字をあげて、郵政局におとりになればあまり名譽な話ではないのだけれども、全特試算といふものをつくつて、それで配分をするようにした。その結果七千万円ばかり金が残つた。それをじゃどういふふうな配分するかというところで、三十三年以前の局舎料のところにおおむね八割ぐらゐの配分をした。ずいぶんこまかい数字をあげて説明をされているので、たくさんの方がそこで聞いていたわけですから、私は直接承つたわけですが、そういう事実があるのには知らぬとおっしゃる。ところで、それなら聞きたいのだけれども、そういう具体的な計算をしてみて、隣合っている局で、片方は二割しか上がつていない、片方は八割上がったという、そういうばかげた事実がなぜ出てくるかという点について、ただ知らないということではなく、あなたの方で全特試算などというものにまかした覚えはないので、全部私のほうでやつた、郵政局のほうでやつたというなら、理由の御説明を願いたい。それで事実でないというなら、お調べいただいでけっこうですよ。場所を申し上げてもいいですから。

○古池國務大臣 私からお答えいたします。だいたひ問題が具体的な問題になつてきておるようであります。私は、今回の家賃の値上げについては、本省の建築部のほうから値上げの基本的な事項、要するに基準となるべき方法について説明を聞いて、これを承知したわけでございます。したがつて、その方針のとおり、基準に従つて各特定局の局舎料の値上げをしたものと考へております。したがつて、その間にはさような不公平な結果を見ておられないかと、少しこれは正当ではないのではないか、ただいま例にお引きになつたように、少しこれは正当ではないのではないか、私は確信をいたしております。しかし、ただいま例にお引きになつたように、少しこれは正当ではないのではないか、私は確信をいたしております。しかし、ただいま例にお引きになつたように、少しこれは正当ではないのではないか、私は確信をいたしております。

○大出委員 大臣のおっしゃることもわかるのですが、さつきから関連して聞いているわけなんです、できればあま

○小川説明員 先生のおっしゃるのには、配分といつて、一定の額を局長会に渡してそれを配分しろというところであるといつたしますれば、そういうことはいつしておりません。私のほうで、郵政局に全部個々の局舎料に対して固定資産台帳を調べさせまして、それに一定の率をかけたものでございませう。ただ申し上げますと、算出した額の中で、まあ郵政局で多少の操作を認めております。

り具体的には言わないで思っており、またお認めいただけぬものだから、ついでにもだんだんこまかく言うようになってしまおうのですが、そこで承りたいのは、こういうことなんですよ。これも御答弁願いたいけれども、関東の場合は、特定局長会の皆さんのほうは、今回四月にさかのぼって値上げをした局舎料の六〇％プラス千円、これを拠出してもらって、転貸賃問題その他の資金に充てるということでやっておられる。それから九州の場合ですと、一カ月分——六〇％じゃないですね、局舎料値上げの一カ月分をまず出してほしい、プラス五百円、こういうふうにきめておられるわけですね。四国の場合は関東と同じように、今度値が上がった局舎料の六〇％と千円、こういうふうにきめておられる。どういう方法でどこに送ってくれ、集めてくれ、こういうことになっていく。これは何に使うというの、転貸賃問題で全通が敗北した、郵政省が勝利をおさめたのだが、たいへん金がかかっているのです。そうなるべくと、至るところそういう状態です。そういう事実が現存するので、すね、文書もございませぬ。そこで、そうなりますと、全国的に全部あげていいですけども、みんなこういうふうにきめておるわけですね。だから、基準は六〇％プラス千円、変わったところは一カ月分プラス五百円などとなっている。そこでさっき申しましたように、十年前の宇治山田以来の悲願であって、私はだからそういう要求をお持ちになるというところが悪いというのじゃないが、そういう利益代表と考えられる団体ができることは当然ですか

ら、かまいません。かまいませんが、大臣はそれに左右されたいと言いつつおられるのだから——これは左右されちゃ困ります、労働組合でもない全くの任意団体なんだから。そうなる、もし金特試案なるものが存在をして、そして特定局舎料値上げに關して、その配分を全特の試案というものによって配分をされるように特定局長の皆さんにまかしたような形をとったとすれば、これはさっき申しましたように、明確に支配をされ、かつ圧力によって動いたという結果が出てくるわけでありませぬ。だから、私は、間違いないで改めていただければいいのです。その点はここにある資料からいけば、どこからどう考えても誤りなくこれは特定局長会の皆さんのおっしゃるとおりで皆さんがされた、こういう事実があるけれども、それについてもと率直に、実はこうだったというふうにお話しをいただいても私は差しつかえないのではないかと申すのですが、それを聞きたいわけですね。

○古池國務大臣 私は、さような事実を知りませぬし、そんなことを郵政省はしてやらぬと確信をしております。それから先ほどの特定局長会が地方地方によって金を集めてどうしたかというお話ですが、これも先ほど申し上げましたように、そういう任意の団体は、あるいは一ぱい飲むとか、あるいは旅行に行くとか、そういうことは金を集めることは私は不当だとは思っておりませぬ。

○大出委員 だから、私の言うのは、その金がどう使われたかということ

は、あまりここでこまかく申し上げると、いろいろ差しさが出るだろうと私は思う。だから、できれば差し控えていこうと思っております。しかし、さっき申しましたように、局舎料値上げの問題をめぐって、私のほうの考え方からすれば、この金は郵政の皆さん方とどういふ話があったかということについては、これは知らないけれども、つまりこれが資金になっていることに間違いない。そうなる、この金の抽出というものとあわせて、今回特定局舎料値上げということについて、結果的に全特試案ということと、結末に全特試案を得なかつたのだ、こういうことになるわけですね。だから、金を集めることは幾ら集めようと、任意団体が集めるのですから、私たちがやかく言うべきでない。何でもなし。何でもないが、よってこの結果がこういうことになっていくという事実について、私は大臣から御答弁をいただきたいと思っております。いま私が申し上げたように、それは後ほどおっしゃるけれども、私はやはり内閣委員会という委員会なんです、私は後ほどお尋ねたいと思います、私に後ほどお尋ねたい席で——どこから考えても、事実に基づいてものを申し上げて、間違いないようなものをもう一ぺん詳しく申し上げます。その中で、まず特定局長会としては、局舎料の改定値上げに關して、郵政省に五億円の値上げをしてくれというのを要求した。そうしたところが、省のほうに立った案は一億四千四百万円の家であった。したがって、まあおなじみになりましたからとやかくは申しませぬが、いろいろ

な方にお願いをして郵政省に圧力をかけていただいた。結局二億四千万円ということになった。したがって、今度この配分について全特試案というものをこしらえて、それによって配分をすることにしたのだ。この全特試案でいきますと、七千万という金が残るよう計算がされている。この七％の配分を三十三年以前の局舎というものを対象にいたしましたということに、報告は行なわれているわけですね。そうなる、それは任意団体だから知らぬという筋合いのものじゃないのです。この報告内容からいけば、だから、もしこれを否定されるなら——私はおそらくその間については皆さん御存じだろうと思ふのだが、否定されるとすれば、しかるべき人間を呼んでいただきたい話をした方がいいのです。

○古池國務大臣 たいへんお読み上げになった何といましようか、報告書、それはどこでつくったものか私よく知りませんが、郵政省あるいは郵政局でつくったものではないかと思ふ。また、そんなばかげたことがあるはずはございませぬ。いまの任意団体である特定局長会の中で、いろいろな文書をおつくりになり、あるいはその会員に配付されようと、それは私の知ったことではございませぬ。また金を集めることは先ほど私は自由だと申しましたが、その点は出さんでも少しもかまわないという御意見。ただ集めた金がどういふふうに使われたかということですが、私はさような金で値上げに關連して使われたとは考えておりませぬ。また、値上げは、最近における物価の騰貴から考えて、当然役所として局舎料値上げを考えてやるべきだ、

こういう見地から上げたのでありまして、別に圧力があつたから上げた、こういうものとは全然考えておりませぬ。

○大出委員 ですから、私は事実をさっきから聞いていますので、つまり東京都内の局でこれほど局舎料のアンパラが出ています。それについて先ほど小川さんのほうからの御答弁は、郵政局から全部聞いておるといふわけですね。そうすると、聞いておる基準から言つて、そんなことになるはずはない。ところが、現実にそういう局舎料の引き上げが事実行なわれているから、しようがない。そうなる、この引き上げのこれからはいきますと、全特試案で残りをどう配分をいたしましたというやつならば、説明はつくんですよ。小川さんの言われたことではない、説明がつかない。そこを質問しているのです。しかし、そうしたら途中から大臣がおとりになつてお答えになつて、あとで話そう、こういうことなんだけれども……。

○古池國務大臣 何割値上げするということとは、これは平均値から言いますと、具体的な局舎によってそれぞれ平均値を上回ることもあれば、下回ることもあると思ふ。しかし、いまのように一々の局に査定した場合に、甲の局と乙の局との間に査定上非常なアンバランスがあると認められる点があれば、それは具体的な問題ですから、その局へ行って調べて見るのが一番早いと思ふのです。そういう場合に、調べてみた上で、これはどうも正当な査定ではないと認められるならば、正当なものに直しましょう、こう私はお答えをしていくわけですね。

○大出委員 これから調べて、正当でなければお直しになるというわけなんですか、つまり特定局長会の方が正直に報告をしている報告なんだから、そうすると、その限りうそ偽りは無いと思う。実際に全特試算というものがあつて、それによつてやつたと言つてゐるんだから、片方ではそういうふうによつたんだと言つてゐるのに、省のほうは、いやそういうことは知らないと言ふ。これははずいぶんおかしな話なんです、小川さん、もう一べん聞きますけれども、小川さんのほうで資産台帳によつてやつた、こう言われるけれども、それは全部ほんとうに見ておられるのですか。

○古池國務大臣 私は、全特試算なるものは知りません。また、そういう報告書も、私はもらつておりません。

○大出委員 いや、大臣が全部知つてゐるはずはないと思つてゐる。したがつて、いま小川さんに聞いてゐるんだ。それは全特試算というものを大臣が知つたことにしたら、たいへんなことだと私は思う。それはさうですよ。知らないといふことでなければいけません。したがつて、ほんとに小川さんのほうは郵政局から全部報告をとつて、どういふ案でどう配分したかといふことを御存じなんでしょうか。

○小川説明員 今回の局舎料改定にどのくらい要するかといふことがまず問題なのでありますが、これは物価の値上げであるとか、先ほど申し上げました固定資産台帳のいろいろ全面的な値上がりも、これはあるわけですね。全面的に見ますと、こういうものは三四、五%上がつてゐるといふ数字が出てお

るわけですが、過去の値上がりの実績というものから見て、一応二三%と踏んだわけでありまして、それで大体二億四、五千万のところを、これを配分するにあつて、一万三千五百二十四の局にびたりと二億五千万が使われるという数字、これは神ならぬ身のできるわざではございません。そこで、先ほど申し上げたような、土地については三十八年度の固定資産台帳価格、これは台帳でございまして、一応時価に換算いたしましたので、時価の何%、時価の二分でありませうか、それから建物についても、先ほど申し上げたようなこととで試算したわけですが、それを集計いたしました結果は、若干余りありました。これは先生が調整額とおっしゃるかもしれません、これは先ほど申し上げましたように、二億四、五千万びしやりと合うような算出はできないわけですね。一万三千五百二十四のやつをそこで算出するのにならぬ、たけ事務的に少なく算出しておるのが、普通のやり方でありませう。これは多く算出した、このやり方で算出したところ、三億必要になつたといふことになると、いまのお話でもさうですが、どこかでやはり漏れてしまふ。さうすると、おれのところはこの局舎料だ、おれのところはこの局舎料だ、それを合せてみると三億になる、こういうこととはできないわけですね。そこでいまの試算をやつてみますと、約八%くらいは下回つたわけでございます。さうすると、それを先ほど先生がおっしゃつたように、まあ新しくできたところはわりあつたといふこと、三十二年以前

の分について一定の率を使つてやつたわけでございます。それは地域的にアンバランスであるといふことではございませぬし、それからその八%の残額

の配分についても、特定局等にまかせたといふものではございませぬ。これは先生も御存じだと思つておられるけれども、本省できめて郵政局に流して、これではじきませぬ。ただ、実際に郵政局ではじきまして、おそらく実行として特定局長に見せてはゐるでせう。そこで、実は五%の範囲内ですけれども、その五%の範囲内なら増減を

してよろしいといふことになっておるうちに、特定局長会の意思によつて、あるいはそういう試算によつてやつておるといふものではございませぬ。

○大出委員 それじゃ聞きませんが、東京はたしか三五%ぐらいの平均になりませう。そこで、実は九%近いところもあるんですよ。そこでそれを調べてみますと、特定局長会の皆さんの中のえらい方々のところに、さういふところばかりあるんですよ。さういふと、いま小川さんが言われる五%内外で残りをはじけ——三五%平均のところ、片や八割をこえる、九割に近いところが幾つか出てくる。さて、どう考えてみても安いはずのところと高いはずのところと比べてみて、片方が八割をこえてゐる。また隣のところは二割だ。これは局長会の局長さんの中にも、現実問題としてたいへん不満があるんですよ。さうすると、いま小川さんが言われる五%の範囲で云々といふだけなら、こういうばかんな結論が出るはずはないんですよ。だから、そこをこらるを、私がさつきから言うようにおまかせになつたのじゃないか。そこ

ころはどうなんですか、さういふ大きなバランスの食い違いが出てゐることは。

○小川説明員 先生のおっしゃる特定局試算でやれたといふようなくあいのまかせ方は、いたしております。各局別に算出した額の五%以内ではまかせました。これは実際数字で出たものが必ずしも正しいといふこともいへませぬし、また本省で一万三千五百二十四をつぶさに隣局あるいはそれと同じ局と比較してみても妥当であるかどうかといふことはきめかねますので、その範囲では郵政局にまかしてあります。

○大出委員 もう一つ承つておきたいのですが、参議院のほうで答弁をされてゐる。これは保険局長答弁なんですけれども、木造十五年、その他二十年に於いて、耐用期間の問題なんですけれども、十五年間に種別改定などが行なわれることがあり得るわけですね。今日特定局舎として提供義務があつて、十五年間提供せよといふことにして転貸賃を行なつても、その結果として種別改定等が行なわれた場合に、これは事実問題として当然普通にしなければならぬことになるところで、今回の増改築の問題その他をめぐつてなごめてみますと、さてその局の規模その他からいって、これを拡大する云々といふ敷地がない、さういふところもたくさんある。さうなつてくると、これは新たに普通局を建てなければならぬ、さういふ結果になる。さうすると、提供義務はあるけれども、その局舎は要らなくなつたといふ結果になる。さういふことについてどうされますか、公共性からいって。

○佐方政府委員 今度の局舎転賃の対象となる局舎につきましては、近い将来において普通局になりさうなところは選ばない、さういふところはできるだけ国費でやつていくといふことを考へております。

○大出委員 私の言つてゐるのは、さういふことが通達に書いてあるから、佐方さんの言つたとおりのだが、問題は、最近の急激なふえ方をながめてみますと、横浜なんかの例からいいますと、ここ二、三年でわつと横浜を駆けなければならぬことになつてきた。何々線が通る、何々道路が通るといふことになると、とたんに人口密度がど

んどんふえるといふことになつてゐる。さうなると、今日の段階では、十五年間先を見通してみて、ここがよからうといふところで増改築、新築等を行なつた。ところが、たとえば川崎にある柿生なんといふ局は、二年ばかりどうにもならない、何とかしなければならぬ状態なんです。さうすると、いまの段階で貸したはいけれども、最近の都市問題ではないけれども、ど

んどん人が流れ込んでくる。横浜は、ここ五、六年間で十人に二人はよそから来た人です。さういふことになつた場合に、いまはさう思つていなくても、今回転賃の対象局であつて、何とかしなければならぬといふ場合に、新局舎をつくつて昇格したけれども、さてその局舎提供が不要になつたといふ場合には、さういふことになりませうか。

○佐方政府委員 仮定の問題でありませぬ、その具体的なものが浮かんでまいりませぬけれども、かりにさうなりました場合でも、第一には普通局に

か。

か。

これにて散会いたします。
午後一時四分散会

なつたからといって、当然国費でやらなければならぬことはないものでありまして、その局舎が借りられれば借りていく、あるいは増築していく。結局具体的な局舎によって判断していかなければなりませんので、いまの段階では、できるだけそういうことの起こらないものを選んでいきたいと指導いたしております。

○大出委員 なぜこういう質問をするかという、保険局長の答弁の中に、私有ということになると、法の乱用ということになるから、十五年先のことについても規制を考えなければならぬということを言っておるわけです。これは厚生省関係のこの転賃債の前例になつておる問題との関連で、あくまでも局は私有ではないじゃないかというように、これは私有になるわけですから、そこで問題提起が行なわれて、いまのような答弁をしておるわけですね。私が聞きたいのは、これは公共性と名のつく限り、結果的には個人に貸すわけだから、そうすると、私有になつてしまふ。そうすると、十五年先のこととさることながら、いま言ったようなことが仮定のことという話になれば、この通達をながめてもらいなさい。半分ぐらいは仮定でしよう。片っ端から仮定でしよう。負担能力があるかないかということから始まつておる。そうすると、そこまで仮定のことを考えておかなければ、この法律の趣旨からいって、公共性があるというものの判断で行なわれておるのだから、そうすると、筋が通らない。そういう意味で申し上げておるのだけれども、その面からすると、いまのような場合、その局を使えといつたつ

て、今回改修築をするところについて、隣の土地はみんな買われている。その局しかないところがたくさんある。そういう場合には、まさに提供不要になれば、個人所有のままでも何に使おうとこかつて、こういう結果になるわけですか。局舎提供義務が十五年あるけれども、つまり今日の発展状態を考へてみて、普通局に昇格をする、別の局が建つたということが出てくるわけですよ。必ずありますよ、干局あるのだから。これはそういうことになつた場合、その場合等は今日考へていないということですか。

○佐方政府委員 先ほど申し上げましたように、これから改善していく局舎については、大体十カ年間の特定局の中で国費にしていく局をいろいろ考へておるわけでありませう。同時に、一方、将来特定局の中で普通局に昇格しそうな局も想定しておるわけございまして、郵政局で選びます場合は、そういう局からは選ばないようにという指導をいまいたしておるわけでありませう。

○大出委員 大臣に先ほどの件で念を押しておきますけれども、そうしますと、事実問題として、三五多なら三五多という東京の比率がありますけれども、さつき郵政局にはじかしたということなんです、具体的にそういう例がずつとあがってきて、その配分の方法がまさに明らかになつておる。全特試案というふうなことがつながつてきた場合、大臣はいま知らないわけだから、あなたは御存じないというのだから、そういうことになつてくるということになつた場合に、あなたのほうはどうされますか。さつきちょっと言わ

れましたが、もう一べん聞きたい。
○古池國務大臣 私先ほど申し上げましたように、全特試案なるものは認めません。しかし、こういうことはあり得ると思ひます。いまだんだんとお話の中から察知できることは、特定局方面からいろいろな資料を提出させるといふことは、あり得ると思ひます。その資料に基づいて郵政省あるいは郵政局においてこれを適当に査定をするということが、このやり方でありませうから、その査定の段階において、もし正当でない認められるような査定をしておつたならば、これは具体的の例に従つて直していきましようということとを、先ほどお答えしたわけでありませう。

○大出委員 そうすると、大臣はあまり知らぬと言われるけれども、局長さんその他の方の会合の席上で、ずいぶん思い切つたことを言われている方がいるのです。その場合、幾らこれはあつかり知らぬとはいへ、おの局長さんには間違いないですから、そうすると、そちらのほうでは、全特試案だとか、あるいはこうこうこうという人にかう頼んでこうやつてもらつたとか、あるいはかくかくこうという理由で金がかつたとか、そういうことがずつと出てきているわけですから、そういうものに対して、大臣は全く責任がない、こうおっしゃるわけですか。

○古池國務大臣 責任ということの意味がよくわかりませぬけれども、あくまで私は、筋目の通つたやり方においてこの局舎料の値上げと申しましようか、改定はやつているもの、かように確信しております。

○大出委員 それではだいたいどうしろのほうで時間経過で腹が減つたという人もいるようですから、この次の機会にまた具体的事実を申し上げますが、いま申し上げましたいろいろな事実がございまして、まあ大臣のほうは、おそらく個々の名前をあげ、個々の場所をあげて、こういうことだということまで証人でもあげて言わなければ、なかなか認めにくいところだらうということはおわかつておるわけなのですが、これは疑惑を持たれる材料は山ほどありますから、それらのことについては、これだけのことをおやりになつては、これですから、よほど大臣自身のほうも氣をつけていただきませんと、とんでもない結果が出てくる。さつき御答弁の中に疑いを持たれるようなことは云々というお話もあつただけけれども、実は疑いじゃなくて、あくまでも事実であるというたぐさんの資料がいまございまして、それらの点についてあつて話すとおっしゃるなら、そういう御答弁があつたから、私もここから先は言わないのだけれども、後ほどでもそういう事実は指摘をいたしますから、そのつどひとつそれについては改めていくなり、あるいは適当な指導をなさるなり、こういうふうにしていただかぬといかぬのじゃないかと思ひますが……。

○古池國務大臣 御趣旨に沿うようにいたしてまいりたいと思ひます。
○大出委員 終わります。
○徳安委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる二十六日午前十時理事會、十時半委員會を開くことにいたします。

第一類第一号

内閣委員会議録第十二号

昭和三十九年三月二十四日